

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以下とします。</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以下とします。</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以下とします。</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

17-ユ-300083

事業所の名称

株式会社 ワークプライズ

* 手数料は、金沢、七尾、福井、坂井、富山、高岡の各営業所共通となります。

◆ 返戻金制度 ◆

当社の紹介により就職した者が、入社後3カ月以内に本人の都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 入社日以降1ヶ月以内の場合は、紹介手数料の70%を返還するものとする。
2. 入社日以降1ヶ月より2ヶ月以内の場合は、紹介手数料の50%を返還するものとする。
3. 入社日以降2ヶ月より3ヶ月以内の場合は、紹介手数料の30%を返還するものとする。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定めをする場合があります。

株式会社 ワークプライズ

有料職業紹介事業:17-ユ-300083